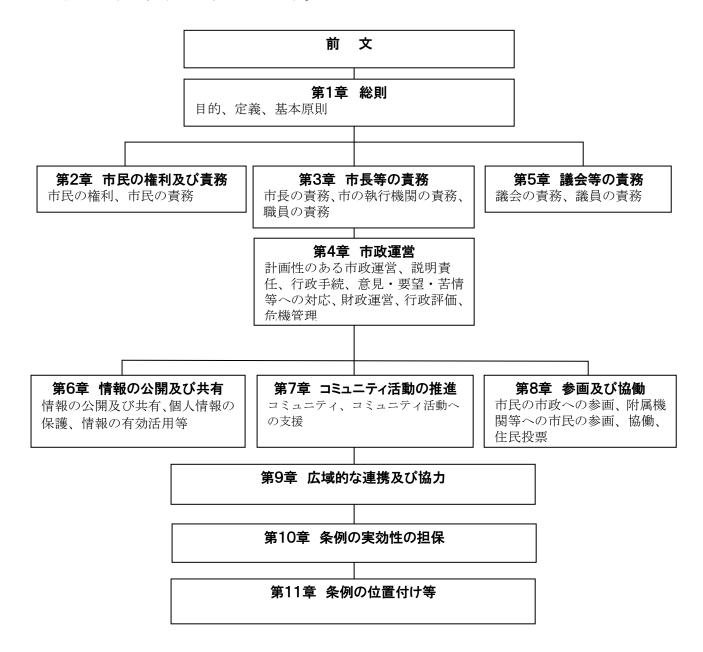
(仮称)久喜市自治基本条例の構成 (案)

1 条例の構成の考え方

(仮称) 久喜市自治基本条例は、市政運営の基本原則や基本的ルールを定めたもので、 わかりやすく論理的な構造になっていることが必要です。

それを図で示すと以下のようになります。



2 提言書の構成との比較

(仮称) 自治基本条例案の構成と、提言書の構成の関係を示したのが以下の図です。

..>

.7

..7

【提言書の構成】

【(仮称) 久喜市自治基本条例の構成案】

- 1. 前文
- 2. 目的
- - 1) 定義
 - 2) 基本原則
 - 3) 市の責務
- 4. 市民
 - 1) 市民の権利
 - 2) 市民の責務
- 5. 情報共有。
 - 1)情報の公開及び共有
 - 2) 個人情報の保護
 - 3)情報の有効活用等
- 6. 参加·協働
 - 1)協働
 - 2) 市民の行政への参画
 - 3) 附属機関(審議会等)への市民の参加
- 7. コミュニティ・
 - 1) コミュニティ
 - 2) コミュニティ活動への支援
- - 1)総合振興計画の策定
 - 2) 透明性の確保・説明責任
 - 3) 行政評価
 - 4) 財政
 - 5) 市長の責務
 - 6) 職員の青務
 - 7) 意見・要望・苦情等への対応
 - 8) 行政手続
- 9. 議会
 - 1)議会の責務
 - 2) 議員の責務
- 10. 条例の実行性担保・
 - 1)条例の運用状況の検証の必要性
 - 2)条例の見直しについて
 - 3)検証及び見直しの組織
 - 4)条例の普及啓発
- 11. 住民投票
 - 1) 住民投票の必要性及び形式
 - 2) 住民投票の投票結果について
- 12. 条例の位置づけ
- 13. 広域的な連携及び協力
- 14. 危機管理

前文

第1章 総則

目的

定義

基本原則

第2章 市民の権利と責務

市民の権利

市民の責務

第3章 市長等の責務

市長の責務

市の執行機関の責務

職員の責務

第4章 市政運営

計画性のある市政運営

説明責任

行政手続

意見・要望・苦情等への対応

財政運営

行政評価

危機管理

第5章 議会等の役割と責務

議会の責務

議員の責務

第6章 情報の公開及び共有

情報の公開及び共有

個人情報の保護

情報の有効活用等

第7章 コミュニティの推進 コミュニティ

コミュニティ活動への支援

第8章 参加と協働の推進

70章 参加と協働の配 市民の市政への参画

附属機関等への市民の参画

協働

住民投票

第9章 広域的な連携及び協力

第10章 条例の実効性担保・運用

第11章 条例の位置づけ